

外人第10号
防調第5013号
平成11年9月29日

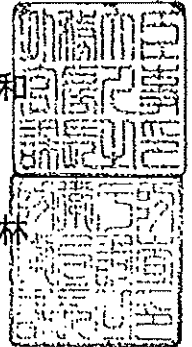
防衛庁出身の在外公館警備対策官の身分等に関する覚書

外務大臣官房人事課長

佐藤 重和

防衛庁防衛局調査課長

高見澤 将林



外務省と防衛庁は、防衛庁出身の在外公館警備対策官の身分等に関して、当分の間、下記のとおり了解する。

なお、防衛駐在官を含む人的交流全般の在り方については、今後とも、両省庁間において協議を進めることとする。

記

1. 在外公館警備対策官の任務は、防衛駐在官とは異なり、主として「所属する在外公館の警備に関する業務に従事すること」である。
2. 防衛庁出身の外務事務官が、自衛官の身分を併せ保有しつつ在外公館警備対策官として勤務する場合、赴任国との関係で問題がない限り、自衛官の階級を呼称し、その制服を着用することができる。
3. 上記外務事務官の在外公館勤務中の指揮監督等については、防衛駐在官の派遣についての枠組みを準用する。

なお、防衛庁出身の在外公館警備対策官は、その業務の範囲内において、必要かつ適切である場合には、任国の軍事関連当局との交流促進の他、情報の収集・調査等の業務を行い、公電を起案することができる。外務省は、これまでも防衛駐在官の起案した公電を速やかに、かつ、漏れなく防衛庁に伝達しているところであり、在外公館警備対策官の起案する同種の公電についてもこれに準じて取り扱うものとする。

4. 防衛庁は、上記外務事務官として、在外公館警備対策官としての任務開始から終了に至る全期間を通じて原則として行政職俸給表（一）6級以下に留まる者を外務省に出向させるよう努めるものとする。

ただし、行政職俸給表（一）6級以下に留まる者を派遣することが困難な場合は、防衛庁と外務省の間で個別に事前協議する。

5. 外務省は、特定の在外公館に防衛庁出身者を在外公館警備対策官として配置する必要が生じた場合には、防衛庁に対し前広に派遣要請を行う。

また、派遣する在外公館の選定に当たっては、防衛庁からも提案を行う。

両省庁は、この要請又は提案を受けて、その実現に向けて誠意をもって協議し、最大限の努力をする。

6. 外務省は、上記外務事務官に対し語学研修を含む赴任前の在外公館警備対策官研修の機会を提供する。

なお、外務省は、英語、中国語、露語、韓国語を除く主要言語に関し、在外公館警備対策官研修に加え、語学研修の機会を提供することについて、将来にわたり検討する。